

令和 7 年度阿見町地域活性化起業人 募集要項

1. 募集概要

総務省の「地域活性化起業人制度」推進要綱（令和 7 年 3 月 31 日（総行応第 135 号）一部改正）に基づき、本町と三大都市圏内企業との間で、社員の派遣と町の指定する業務への従事に関する協定を締結した上で、当該企業の社員を本町に派遣していただきます。派遣される社員は、一般社団法人あみ観光協会に関わる業務に従事します。

2. 業務内容・場所

(1) 業務内容

派遣社員は、派遣企業等で培われたノウハウや知見、ネットワーク等を活かしながら、阿見町独自の魅力や価値の向上等につながる業務に従事してもらうことで、本町の観光振興を図ることを目的に従事する。

- ・観光客誘致（町ならではの体験プログラムやイベントの企画運営等）
- ・観光プロモーション（HP や SNS、商業施設等での情報発信業務）
- ・地域製品の掘り起こしと開発（地域特産品を活かした販売促進や商品開発）
- ・その他観光振興に関する業務

(2) 業務場所

一般社団法人あみ観光協会（茨城県稲敷郡阿見町阿見 4671-1）

3. 募集定員

1 名

4. 派遣期間

令和 7 年 10 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日 協議により更新可能。最長 3 年。

ただし、当該負担金の予算成立を条件とします。

5. 派遣要件

- (1) 次のいずれかに該当する者であること。ただし、入社後 3 月未満の者及び企業等からの派遣の際、現に受入自治体の区域に勤務する者を除く。

三大都市圏（国土利用計画（全国計画）（平成 20 年 7 月 4 日閣議決定）に基づく埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県の区域の全部をいう。以下同じ。）に所在する企業等に勤務する者（三大都市圏に本社機能を有する企業等にあつては、三大都市圏外に勤務する者を含む。）であること。

三大都市圏外の指定都市、中核市及び県庁所在市（以下「指定都市等」という。）に所在する企業等に勤務する者（三大都市圏外の指定都市等に本社機能を有する企業にあ

っては、三大都市圏外の指定都市等以外の市町村に勤務する者を含む。) であること。

(2) 派遣期間中の主たる勤務地が受入自治体の区域内にあり、以下の要件を満たす者であること。

ア 派遣期間の各月において、受入自治体の開庁日の半分以上で受入自治体の区域内において業務に従事すること。

イ 派遣期間の全期間において、受入自治体の開庁日の半分以上を超えて受入自治体の区域内にて業務に従事すること。

6. 費用負担

派遣等に要する費用として、町が派遣元企業に対し、年額 590 万円を限度として負担します。(従事開始が年度途中の場合は、月割りにより計算します。千円未満の端数切捨て。)

7. 募集期間

令和 7 年 8 月 7 日から令和 7 年 9 月 5 日 午後 5 時まで

※派遣企業の決定によっては、予定より早く募集を終了することがあります。

8. 申込手続

申込に必要な書類は以下のとおりです。それぞれの原本を 11.の書類提出先にメールで提出してください。

- ・地域活性化起業人申出書(様式 1)
- ・派遣企業概要書(様式 2)
- ・派遣社員職務経歴書(様式 3) ※派遣社員が決まっている場合。

9. 申込資格要件

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号) 第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号) 第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者(会社更生法の規定に基づく更生手続開催の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定したものを除く。)でないこと。
- (3) その他、法令等に違反していない者又は違反する恐れがない者であること。
- (4) 本業務を遂行するために必要とされる業務経験等を有した者を従事させることができる者であること。

10. 選考方法及び契約について

- (1) 選考方法

書類選考及び派遣元企業のご担当者、派遣予定社員と対面もしくは Web で面接を実施し、選考結果を応募者へ文書又はメールで通知します。

(2) 契約について

選定された民間企業等と町との間で事業に関する協議等を行い、双方が合意した事項について協定及び覚書を締結します。

11. 書類提出先

阿見町 町長公室 政策企画課 担当：石田、小松澤、吉田
住所：〒300-0392 茨城県稲敷郡阿見町中央一丁目 1 番 1 号
TEL：029-888-1111（内線 228）
E-mail：seisakukikakuka@town.ami.lg.jp

12. 担当部署（業務等に関する問い合わせ）

阿見町 産業建設部 商工観光課 担当：佐藤、本橋
住所：〒300-0392 茨城県稲敷郡阿見町中央一丁目 1 番 1 号
TEL：029-888-1111（内線 378）
E-mail：shokokankoka-ofc@town.ami.lg.jp